

○下田市低入札価格調査制度実施要領

平成30年3月5日告示第15号

改正

令和元年7月9日告示第35号

下田市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下田市が発注する建設工事の競争入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第1項(令第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合の調査(以下「低入札価格調査」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の対象)

第2条 低入札価格調査の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、予定価格が500万円以上の建設工事及び総合評価落札方式の適用を受ける建設工事とする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

2 低入札価格調査の対象となる者(以下「調査対象者」という。)は低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)を下回った入札を行ったものとする。

(調査基準価格の設定及び算定)

第3条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

2 前項の規定により算出する調査基準価格算出の基礎となった額の合計額は、千円単位とし、千円未満の端数は切り捨てる。

3 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で適宜の割合を予定価格に乗じて得た額を調査基準価格とすることができる。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格及び当該調査基準価格に消費税相当額を減じて得た額を予定価格とともに記載するものとする。

(対象業者への周知)

第5条 入札執行者は、対象工事の入札を行うときは、次に掲げる事項を明示することにより周知するものとする。

- (1) 令第167条の10第1項の適用があること。

(2) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、落札候補者であっても落札者とならない場合があること。

(3) 調査対象者は、契約の内容に適合した履行が可能であるかの判断のための事情聴取に協力しなければならないこと。

(入札の執行)

第6条 市長は、開札の結果、調査基準価格を下回る価格（以下「調査対象価格」という。）による入札があったときは、入札参加業者に対し落札決定を保留する旨の宣言を行うとともに、低入札価格調査を実施後に落札者を決定する旨を告げて入札を終了する。

(調査の実施)

第7条 市長は、前条の規定により落札者の決定を保留する旨の宣言をしたときは、当該競争入札に係る契約の適正な履行が調査対象価格によって確保できるか否かを判断するため、調査対象価格で入札を行ったものに対して、次に掲げる事項の聴取及び関係機関への照会等の調査を行うものとし、その旨を調査対象者に通知する。ただし、調査対象者が市長の指定した期日までに入札無効の意向確認書を提出し、これを受理したときは、当該調査対象者の調査を中止し、入札を無効とする。

(1) その価格により入札した理由

(2) 入札金額の積算内訳

(3) 手持工事の状況（対象工事現場付近及び関連工事、施工中の低入札価格調査対象工事、他機関の工事も含む。）

(4) 配置予定技術者

(5) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）

(6) 手持資材の状況

(7) 資材購入先及び購入先と入札者との関係

(8) 手持機械数の状況

(9) 労務者の具体的供給見通し

(10) 過去に施工した公共工事名、発注者及び成績状況

(11) 建設副産物の搬出地

(12) 経営内容、会社の概要

(13) 取引金融機関、保証会社等への照会

(14) 建設業法（昭和24年法律第100号）違反の有無、賃金不払の状況、下請代金の支払遅延状況等

(15) 前各号に掲げるもののほか、契約の履行の判断のため必要な事項

(適合した履行がされると認められる場合の措置)

第8条 市長は、前条の調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

(適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第9条 市長は、第7条の調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、当該調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、下田市競争入札参加者選考委員会（以下「委員会」という。）に審査を付

託する。

(契約しない場合の判断基準)

第10条 市長は、調査の結果、別表1に掲げる事項に該当する場合は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるものとする。

(委員会の審査及び落札結果の通知等)

第11条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員会は、審査の結果、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされると認められるときは、市長に落札を可とする旨を通知する。この場合において、市長は、委員会の決定を受け調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者全員に対してもその旨を通知するものとする。

3 委員会は、審査の結果、調査対象者が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるときは、令第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したもの（以下「次順位者」という。）を落札者として決定する。

4 委員会は、次順位者の入札価格が調査基準価格を下回ることとなるときは、当該次順位者を調査対象者として低入札価格調査を実施するものとし、前2項の規定を準用する。

(工事担当課長等への通知)

第12条 市長は、調査対象者を落札者としなかったときは、遅滞なく当該競争入札に関する調査の結果及び自己の意見を記載した書面並びに委員会の意見を記載した書面の写しを添付し、工事担当課長へ通知するものとする。

(契約締結における条件)

第13条 低入札価格調査の結果、調査対象者を落札者とした場合は、次に掲げる事項を契約締結の条件とする。

(1) 契約保証金は、請負代金額に10分の3を乗じて得た額以上とすること。

(2) 建設業法第26条第1項に規定する主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）のほか、同等以上の技術者（以下「補助技術者」という。）を専任で1名現場に配置すること。ただし、市長が特に必要と認める場合は、補助技術者を監理技術者資格を有する者とすることができる。

(3) 現場代理人、主任技術者等、専門技術者及び補助技術者は、これを兼ねることができない。

(監督体制の強化等)

第14条 市長は、調査対象者を落札者とした場合は、次の各号に掲げる措置をとるものとする。この場合において、当該調査対象者にその旨を通知するものとする。

(1) 施工体制台帳及び下請負人通知書の提出並びにその内容のヒアリング

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

(3) 重点的な監督業務の実施

(4) 関係行政機関との連携

(5) 品質証明の実施

2 前項第1号、第2号及び第5号に掲げるものについては、特記仕様書等に明示するものとする。

3 第1項第5号に掲げるものについては、農林土木工事共通仕様書又は土木工事共通仕様書を適用する工事を対象とする。

(閲覧に供する書面への特記)

第15条 調査の結果、調査対象者が落札した場合には、当該工事に係る入札結果等を公表する際に閲覧に供する入札結果表の写しに「低入札価格調査制度調査対象工事」と記載するものとする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、公示の日から施行する。

別表1 (第10条関係)

契約しない場合の判断基準

項目		内容
(1)	市長が指定した期日までに調査資料が提出されない場合	ア 入札価格(工事費)内訳書の根拠となる、より詳細な積算内訳書が、開札当日又は市長が指定した期日までに提出されない場合 イ 前記ア以外の調査資料が、市長が指定した日時までに提出されない場合。ただし、提出期限は通知した翌日から起算して土日を含む7日目の午後5時とし、祝日、年末年始等の休日は含まず、提出方法は、持参又は郵送(期限までの必着)とする。 ウ 前記資料については、提出期限後の差し替え及び再提出は認めない。ただし、市長が必要な添付書類を提出するよう指示をした場合は、この限りでない。
(2)	入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が一致していない場合	ア 入札価格(工事費)内訳書の工事価格と入札価格が端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合 イ 入札価格(工事費)内訳書と入札金額の積算内訳書が端数処理の範囲を超えて大幅に異なる場合。ただし、単に記入間違いであることが明らかな場合又は軽微な間違いの場合で入札価格に影響がない場合を除く。
(3)	下請予定業者から	ア 下請予定業者からの聞取り調査の結果と下請見積書

	の聞取り調査の結果と下請見積書等の金額が一致していない場合	等の金額が一致していない場合 イ 下請予定業者からの見積書等の総額が入札価格を上回る場合 ウ 下請予定業者からの見積書等下請に係る費用の根拠となる資料が確認できない場合、特に重要と認める資材等については実績のある納品書や請求書等を提出すること。ただし、公表単価及び県の標準単価と比較して大きな差異がない価格で積算されている場合は除く。
(4)	設計図書に計上した設計数量を満足していない場合	ア 設計図書に計上した設計数量が、入札価格に反映されていない場合
(5)	安全管理体制が十分確保できるための安全費等が適正に計上されていない場合	ア 設計図書で計上された交通誘導員に係る費用が計上されていない場合 イ 設計図書で示された交通誘導員の配置計画と異なる場合に、その積算根拠が明確でない場合
(6)	材料や製品の品質・規格が、設計仕様に適合しない場合	ア 材料や製品について、発注者が示した設計仕様に適合した品質・規格を満足していない場合
(7)	作業効率等が施工不可能なものである場合	ア 使用予定機械の施工能力以上の日当たり施工量等により入札価格を積算している場合 イ 現場条件等から物理的に不可能な使用予定機械の編成による日当たり施工量等で入札価格を積算している場合
(8)	建設副産物の処理方法や処理費用が適正でない場合	ア 建設副産物について、適正な処理費用が計上されていない場合 イ 建設副産物の処理費用が計上されている場合であっても、当該処理費用算出根拠が示されない場合又は過去の取引実績より今回取引予定額が低額である場合において、その根拠が明確でない等不当に低額な費用を計上している場合
(9)	入札価格が数値的判断基準（契約し	ア 調査基準価格入札書比較価格に10分の8を乗じて得た額（千円未満は切捨て）を下回った場合

	ない基準額)を下 回った場合	
(10)	契約締結の条件を 履行できない場合	ア 第5条で定めた契約締結の条件を履行できない場合
(11)	上記のほか、適正 な工事の履行がな されないおそれ があると認められ る場合	